

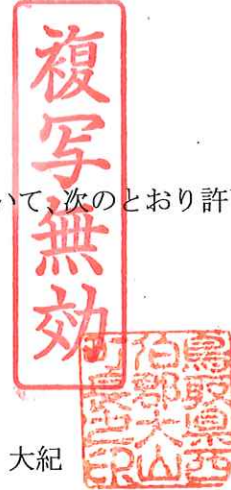
一般廃棄物処分業許可証

住所又は所在地 鳥取県東伯郡琴浦町八幡174番地1  
氏名又は名称 株式会社 赤碕トランスネット  
代表取締役 岡崎 博紀

令和4年3月22日付けで申請のありました一般廃棄物処分業について、次のとおり許可  
します。

令和4年3月28日

大山町長 竹口 大紀



- 許可番号 第 215 号
- 許可する期間 令和4年4月1日 から 令和6年3月31日まで
- 営業の内容 ①大山町内で発生した木くず及び草  
②琴浦町内（道路維持業務に係るもの及び一般家庭）で発生した  
木くず及び草  
③北栄町・倉吉市・湯梨浜町で発生した木製一般廃棄物
- 処分施設の所在地 鳥取県西伯郡大山町石井垣332番地1
- 最終処分方法及び処分地 処分方法：破砕  
処分地：鳥取県西伯郡大山町石井垣332番地1
- 許可の条件 ・「3 営業の内容」②及び③に係る許可する期間は、  
令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。  
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく関係法令  
並びに大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則を遵守する  
こと。

一般廃棄物処分業許可事項変更許可証

住所又は所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174-1  
氏名又は名称 株式会社 赤碕トランスネット  
代表取締役 岡崎 博紀

令和4年4月1日付けで申請のありました一般廃棄物処分業許可届出許可申請事項の変更について、次のとおり許可します。

令和4年4月4日

鳥取県西伯郡大山町長 竹口 大紀

複写無効



- 許可番号 第 215-1 号
- 変更後の許可条件
  - ・大山町内で発生した木くず及び草
  - ・琴浦町内（道路維持業務に係るもの及び一般家庭）で発生した木くず及び草
  - ・倉吉市、湯梨浜町、北栄町各市町内で発生した木製一般廃棄物
  - ・三朝町内で発生した木くず（一般家庭からのものに限る）
- 変更年月日 令和4年4月4日
- その他
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく関係法令並びに大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則を遵守すること。
  - ・関係自治体と十分に連携を図ること。

一般廃棄物処分業許可事項変更許可証

住所又は所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174-1  
氏名又は名称 株式会社 赤碕トランスネット  
代表取締役 岡崎 博紀

令和5年3月31日付けで申請のありました一般廃棄物処分業許可届出許可申請事項の変更について、次のとおり許可します。

令和5年4月1日

鳥取県西伯郡大山町長 竹口 大紀

複写無効



- 許可番号 第 215-2 号
- 変更後の許可条件 3. 営業内容  
②及び③に係る許可する期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日
- 変更年月日 令和5年4月1日
- その他
  - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく関係法令並びに大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則を遵守すること。
  - ・関係自治体と十分に連携を図ること。